

平成 20 年度第 1 回 千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成 20 年 8 月 26 日（火）午前 9 時 30 分から 11 時 15 分

2 場 所 千葉県庁本庁舎 1 階 多目的ホール

3 出席者の氏名

(1) 委員

伊藤さやか委員、井上隆行委員、免住弘久委員、大戸優子委員、大西優子委員、越智邦子委員、佐藤晴邦委員、菅野泰委員（会長職務代理者）、竹蓋和夫委員、中谷恭光委員、萩原博委員、光延忠彦委員

（五十音順）

(2) 事務局職員

浅岡隆政策法務課長、齋藤嘉明室長（情報公開・個人情報センター）、情報公開・個人情報センター職員

4 会議に付した事案の件名

(1) 苦情処理等の報告について

(2) 千葉県情報公開推進会議における最近の動向からの提言について

(3) 情報公開制度の運用状況について

5 議事の概要

事務局（関） 本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。多賀谷会長、永野委員からは欠席の御連絡をいただいております。また、大戸委員からは 30 分ほど遅れるという連絡を受けております。ただ今の出席委員は半数を超えており、定足数に達しております。それでは定刻でございますので、ただ今から平成 20 年度第 1 回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。

議事に先立ちまして、委員の変更がございましたので御紹介いたします。岡田委員から、本年 3 月 31 日付けで辞任届の提出がありまして、これを受理しました。後任としまして、同じく千葉県商工会議所連合会から習志野商工会議所専務理事であります竹蓋委員を御推薦いただき、情報公開推進会議委員として委嘱いたしましたので、御紹介いたします。

竹蓋委員 竹蓋でございます。よろしくお願いたします。

事務局（関） 次に、本日お配りしてあります資料について、御確認をお願いいたします。お配りしてあります資料は、次第と名簿、座席表、平成 20 年度第 1 回千葉県情報公開推進会議会議資料となっております。資料の確認はよろしいでしょうか。

それでは議事の進行につきまして、会長が欠席のため、職務代理者で

ある菅野委員をお願いいたします。

菅野議長

おはようございます。本日は、会長が御出席できないということで、私の方で職務代理者として、会長に代わって議長の役を務めさせていただきます。

それでは、早速、議事に入っていきたいと思いますが、本日の議事録署名人を兎住委員をお願いしたいと思います。

式次第によりますと、本日の議題としては一つ、「苦情処理等の報告について」ということ。それから、報告事項として二つ。したがって、議題、報告は、それほど多くありませんので、皆さんの方から御意見等も出していただいて、ほぼ1時間から1時間半ぐらいで、一応議題と報告を終わりにさせていただき、傍聴者の方の意見があるようでしたら、その後の約30分を傍聴者からの意見の時間として取りたいと考えております。それから、その他という所で、委員ないし事務局から、議題等以外のことで、ここで諮りたいということがあれば、御協議いただきたいと思っております。

それでは、早速、議題に入っていきたいと思いますが。本日は議題として、「苦情処理等の報告について」ということだけでございます。

資料1に「苦情処理等の報告について」ということで提出をされておりますので、まず、事務局から苦情処理の報告についての説明をいただきたいと思います。その後、調査をされた委員、さらには、本日参加されている各委員の方から、御意見を伺いたいと思います。

それでは、事務局から苦情処理等の報告について説明をしてください。

事務局（齋藤）

それでは、御説明させていただきます。

お手元の資料3ページを御覧いただきたいと思います。平成19年度の苦情申出一覧表でございます。始めに一番左の案件ですが、平成19年度の10番目の苦情申出でございます。次に11番目の苦情申出でございます。この2件につきましては、7月10日に開催されました平成20年度第1回苦情処理調査部会におきまして、苦情処理の検討をしていただき、7月28日付けで、苦情申出人あて処理結果通知を送付させていただいたところでございます。

まず、平成19年度の苦情10ですが、資料の表に従って上から御説明させていただきます。申出人はBさんです。申出日は平成19年12月3日。実施機関は知事、総務部政策法務課でございます。調査委員は井上委員、大西委員でございます。

それでは、資料の7ページを御覧いただきたいと思います。これが処

理結果通知書の写しでございます。

本件苦情の内容ですが、「県職員に不都合な開示請求書をFAXした場合破棄される。平成19年12月3日に平成19年10月12日付千選管宛行政文書開示請求書（FAX）の写し（控）がないので問合せしたところ受付されていなかった。FAX済は確認済」というものです。

次に8ページ、処理結果通知書の裏面を御覧いただきたいと思います。2行目からを読ませていただきます。「さらに、申出人が破棄されたと主張する10月12日付け請求書が12月3日に送付された際は同日付けで收受され、平成20年2月1日付けで開示決定及び部分開示決定されていることにかんがみると、県職員に不都合な請求書であったため破棄されたとの主張を確認することはできなかった。なお、実施機関においては、平成19年12月3日以降、ファクスの送受信の履歴を一定期間保管する取扱いとしたとのことである。よって、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。」との御判断をいただいたところでございます。

本件につきまして、若干の補足をさせていただきます。本件の苦情申出人は、ファクシミリによる開示請求を常として行っているところでございます。請求書の写しを受け取った申出人がこれを確認したところ、自身では開示請求をしたと考えていた請求書の写しがないことに気づき、本件苦情に及んだものであります。ファクシミリの請求でございますので、ファクシミリの機能として、通信の記録は、通信管理レポートとして打ち出されます。実施機関では、これを保存しておけば確実な判断ができた案件ですが、送信者の個人情報がこの通信管理レポートには記載されておりますこと等から、問題がないということその場でそのときに確認できずと、情報漏えいとかその辺のことがありますので、すぐに裁断処理をするという取扱いをしていました。そのため、証拠がなかったものですから、本件苦情の原因になってしまったと。

ただ、これ以前もこれ以降も、同種の問題は生じておりませんが、実施機関では、苦情の申出があった平成19年12月3日以降は、管理レポートを一定期間保存しております。本件については、以上でございます。

続きまして、もう一度資料の3ページにお戻りください。平成19年度の11番目の苦情申出でございます。申出人はBさんでございます。申出日は平成19年12月4日。実施機関は知事、農林水産部安全農業推進課です。調査委員は伊藤委員、越智委員です。

それでは、9ページを御覧いただきたいと思います。処理結果通知書

の写しになります。苦情の内容ですが、「情報公開の手続処理について●●室長及び●●氏が理解しておらず、対象文書の内容についての記載表現の相談に応じない。不適切な交付が明らか（過去の開示請求で写しの交付を同課によりされている。）なのに、不適切な表現を認めたくないため相談に応じようとしめない。」というものです。

処理結果の（3）を御覧いただきたいと思います。「申出人からの相談に応じたか否かについて、実施機関と申出人の双方の主張は相反するものである。しかし、実施機関において申出人との電話の直後に作成されたと思われる電話対応事項（報告）の内容は、申出人に対し相談に応じ、補正を求めた理由や情報提供を行ったとする実施機関の主張を裏付けるものであった。よって、相談に応じないとする申出人の主張を確認することはできず、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。」との御判断をいただいたところでございます。

若干の補足をいたしますと、実施機関では、この件に限らず、相談電話等があった場合、通常その内容が重要と思われる案件につきましては、記録を作り上司に報告しております。その文書が証拠として提示され、申出人と担当者の電話での応答について確認していただいたところでございます。

以上が、調査、処理結果通知に係る2件の案件でございます。

続きまして、再び資料の3ページにお戻りください。苦情12以降につきましては、今後、苦情処理調査部会において調査していただく案件でございますが、7月10日に開催されました苦情処理調査部会におきまして、担当委員の指名をしていただいたところでございます。その概要を報告させていただきます。

まず、平成19年度の苦情12ですが、苦情申出日は平成20年2月15日でございます。実施機関は知事、総務部市町村課です。苦情の内容ですが、「平成20年1月17日付行政文書開示請求書の対応ができない職員を担当者にし、不法行為の隠ぺいをするため却下しようとしている。1. 補正要求を濫用している。2. 開示請求却下とし、異議申立てさせて、県職員に不都合な情報を隠そうとしている。」というものです。担当委員は菅野委員でございます。

若干の補足をいたしますと、申出人からの平成19年12月4日付け開示請求に対し、実施機関が平成20年1月15日付けで却下処分した際に、開示請求却下通知書とすべきところ、開示請求却下通知書の「案」を削除し忘れた。「案」を記載したまま通知したことから、申出人は、再度、

同様の内容の開示請求をするとともに、本件苦情を申し出たものと考えられます。

なお、この開示請求却下通知書については、平成 20 年 3 月 12 日付けで、すでに訂正が行われているものでございます。当否につきましては、今後の調査で明らかになるものと思います。

次に資料の 4 ページを御覧いただきたいと思います。平成 19 年度の苦情 13 でございます。申出人は B さんです。苦情の申出日は平成 20 年 2 月 15 日です。実施機関は知事、総務部市町村課及び健康福祉部保険指導課です。苦情の内容ですが、「県職員に不都合な開示請求に対しては、補正要求し、すべて却下とする。平成 20 年 1 月 17 日受付 1026、1027 番開示請求について、地方財政法 7 条違反を長年に渡り放置してきたため、却下処分としてもみ消した。却下通知に対する異議申立てについては、情報公開審査会に諮問しなくてよいことになってから、県職員は不都合な開示請求は却下にしている。請求内容が理解できない職員を担当にして故意に補正要求させ、何を回答しようと却下させている。」というものです。これも担当委員は菅野委員でございます。

若干の補足をさせていただきますが、苦情申出人の開示請求は、主観的判断に基づくものが多いので、実施機関では文書の特定が困難な場合が多く、補正要求し、その結果でも行政文書の特定ができない場合は、却下処分を行っております。却下処分に対する異議申立てについては、情報公開審査会に諮問しなくてもよいので、実施機関は故意に請求内容が理解できない職員を担当にして補正要求をしていると申出人は考え、苦情を申し出ているものと思われま。しかし、この却下の場合でも、異議申立てに対する実施機関の決定には、情報公開審査会への意見照会が必要となっております。詳細につきましては、今後、調査の過程で明らかにさせていただきますものと思います。

続きまして、平成 19 年度の 14 番につきましては欠番になっておりますが、これはすでに取り下げられたものでございます。

続きまして、平成 19 年度の苦情 15 でございます。申出人は B さんです。申出日は平成 20 年 3 月 4 日。実施機関は知事、総務部市町村課でございます。苦情の内容ですが、「鋸南町の地方財政法 7 条違反や粉飾決算が明らかとなり、これに千葉県職員（上記担当課職員）が関与していたため、開示決定をしない。（平成 20 年 1 月 30 日請求分 4 件）。平成 20 年 2 月 25 日付市 5954 号による補正要求において 2 件の請求について補正要求がきたが、残りの 2 件については請求後 30 日を経過しても決定し

ようとしな。県職員に不都合なことは却下処分としていたが、これに失敗したときは、開示決定をしない対応となった。」というものです。担当委員は井上委員と中谷委員でございます。

若干の補足をさせていただきますが、平成 20 年 1 月 30 日付けの苦情申出人からの開示請求書には、4 件の文書が記載されていました。実施機関は、そのうちの 2 件について不開示決定を行い、残りの 2 件について補正要求を行った後、却下処分をしたところ、不開示決定について申出人が見落としたものと思われませんが、30 日を過ぎても決定を行わないと苦情を申し出たものと考えられます。これにつきましても、事実関係については、調査で明らかになると考えています。

次に平成 19 年度の苦情 16 でございます。申出人は B さんです。申出日は平成 20 年 3 月 19 日です。実施機関は知事、健康福祉部保険指導課でございます。苦情の内容ですが、「平成 20 年 3 月 17 日付保指 6233 号の却下通知に関する補正要求権の濫用、却下権の濫用。却下通知に対しては異議申立てをされても放置して平気だからとデタラメな却下通知書を発行。」というものです。担当委員は菅野委員です。

若干の補足をさせていただきます。健康福祉部保険指導課に対する開示請求について、「保険指導課の介護保険室が担当すると却下になるので、国保指導室の補助金担当者に担当させてください」と、担当すべき部署の指定を要求しているものです。これにつきましては、開示請求された内容が介護保険室の所掌事務に係るものであったので、介護保険室が担当し決定したという取扱いになっております。これも詳細については、調査していただく予定でございます。

次に資料の 5 ページを御覧いただきたいと思います。ここから、平成 20 年度の苦情の申出になります。まず、苦情 1、苦情申出人は、B さんです。申出日は平成 20 年 4 月 21 日です。実施機関は知事、健康福祉部医療整備課です。苦情の内容ですが、「不法行為をいかに隠すかに時間をとられ、平成 20 年 3 月 14 日付行政文書開示請求書の決裁をしようとしな。請求の回答期限を渡過したため、何を請求したかわからない補正要求を平成 20 年 4 月 18 日付医 109 号でして故意に期限内にしないのを隠し続けている。」というものです。担当委員は井上委員と中谷委員です。

若干の説明をさせていただきますが、苦情申出人は、実施機関、医療整備課に対し、平成 20 年 3 月 14 日付けで開示請求を行い、実施機関は、同 3 月 25 日と 4 月 18 日付けで 2 回補正要求しました。最終的には 4 月 23 日に、文書が特定されず却下処分になったというものです。これにつ

いても調査をする予定でございます。

次に平成 20 年度の苦情 2 でございます。これにつきましては、苦情申出人は A さんです。申出日は平成 20 年 5 月 23 日です。実施機関は教育委員会です。苦情の内容ですが、「教育委員会委員長が、文書を保有しているにもかかわらず文書を保有していないと決定した事実。教育委員会委員長が文書を保有していないと虚偽の決定を行った事実を明らかにすると共に、改めて当該文書の開示を求める。」というものです。担当委員は伊藤委員と佐藤委員でございます。

これにつきましては、教育委員会のある県立高校が担当課（所）でございますが、苦情申出人からの開示請求に対して、文書不存在と回答したところ、本件苦情申出人が提起した訴訟の証拠物として、対象の文書が提出されました。そのため、開示請求に係る文書は、存在が明らかだと苦情の申出に至ったものと考えられます。これにつきましても、事実関係調査により、明らかになると考えております。

次に、平成 20 年度の苦情 3 でございます。苦情申出人は A さんです。申出日は平成 20 年 5 月 23 日です。実施機関は教育委員会です。苦情の内容ですが、「苦情申出人は、2008 年 3 月 26 日、開示請求を行った。教育委員会委員長は、これに対し開示決定を行った。しかし、対象情報が一部隠されていたため、5 月 9 日、情報公開センターにおいて担当職員である教育庁総務課職員に指摘した。その結果、同職員が後日電話をかけてきて隠蔽事実を認めた。しかし、この隠蔽は本日段階でも、放置されたままである。教育委員会委員長は度々情報公開制度の趣旨を裏切り、開示決定と言いながら、自らに都合のいい情報だけ開示するという、前代未聞の破廉恥な行為を行っている。教育委員会委員長のかかる不法行為事実を明らかにすると共に、改めて全ての対象情報の開示を求める。」というものです。担当委員は伊藤委員と佐藤委員でございます。

これにつきましては、平成 20 年 3 月 26 日付けで苦情申出人から開示請求されたものですが、学校で配付された行政文書の特定に係る苦情と考えられます。

次に 6 ページを御覧いただきたいと思います。これは、平成 20 年度の苦情 5 でございます。なお、苦情 4 につきましては、その他で、この後、報告させていただきます。苦情申出人は B さんです。苦情の申出日は平成 20 年 5 月 29 日です。実施機関は教育委員会、企画管理部教育総務課です。苦情の内容ですが、「故意に情報隠しのために却下通知（平成 20 年 5 月 26 日付教総 236 号却下通知）『一切の書類』で特定できるのに広

範囲に渡るから特定できないと故意に却下」というものです。担当委員は菅野委員です。

若干の説明をさせていただきますが、本件苦情に係る開示請求は、平成 20 年 4 月 18 日付けでなされました。内容は、「地方自治法の別表 1 に規定されている各法定受託事務に関して、平成 19 年度に千葉県職員が作成した一切の行政文書。各法定受託事務毎に担当課（出先機関も含む。）を特定し、対象課毎に対象文書を特定のこと。」というもので、知事と教育委員会になされました。知事は補正を求めたところ、国へ提出した文書と補正されましたので、これを特定し決定を行っております。教育委員会も知事と同様の文面で補正を求めたのですが、こちらの補正に対する回答は、「一切」とは国語辞典を調べれば、「全部」「すべて」の意味であることが分かるはず云々、とのものでありましたので、これでは特定できないということで、却下処分をしたというものです。

続きまして、最後になりますけれども、平成 20 年度の苦情 4 です。本件につきましては、その他ということで、このページに記載されておりますが、申出人が B さんで、平成 20 年 5 月 26 日に送付されたものです。苦情申出の様式を用いておらず、あて先も苦情処理調査部会となっております。また、苦情の原因となる事務を行った実施機関の記載もありません。そこで、7 月 10 日の苦情処理調査部会におきまして、苦情の申出ではなく、苦情処理調査部会にあてられた御意見として、推進会議に報告すべきものと決定されたものです。

その内容ですが、「鋸南町の不法行為についてはあき子ホットライン FAX で県知事に知らせても放置されていることから、県職員は不法行為の隠ぺいのため、補正要求権の濫用し、却下通知書を乱発しています。」というものです。

以上で、資料 1 の説明を終わらせていただきます。

菅野議長

それでは、これから、今の御説明に対して、委員の皆さまから御意見等があれば伺っていきたいと思います。

まず、本日、議題になっている苦情処理の結果については、2 件だけということになります。それから、その他として出された資料の 6 ページ目にある意見について、御意見等があれば、ここで検討したいと思います。

それでは、まず苦情 10、苦情 11 という二つの処理案件について、御意見を伺っていきたいと思います。苦情 10 については、井上委員、それから大西委員、二人の委員で担当していただきましたので、まず担当者

の方から、今の事務局の説明に対する補足等の意見があればお願いしたいと思います。井上委員、それから大西委員、苦情 10 の処理についての御意見がおありでしょうか。

井上委員

ありません。

菅野議長

大西委員の方は意見ありますか。

大西委員

特にありません。

菅野議長

それでは、苦情 10 については、今日の資料の 7 ページに処理結果通知書が提出されておりますけれども、一応このような形で、7 月 28 日付けで苦情申出人に、すでに通知がなされておりますが、調査委員以外の委員の方から御意見があれば、質問も含めて出していただきたいと思いません。はい、奥住委員どうぞ。

奥住委員

履歴を一定期間保管するようになったということなのですが、これは内部でルール化したのかということと、それから一定期間というのは、どういう基準を設けられたのかということを確認できればと思います。

事務局（齋藤）

よろしいでしょうか。内部でルール化したということでございます。それと、一定期間とは 1 年程度と考えております。

菅野議長

奥住委員、今のルール化をしたということと、期間は 1 年だということのようですが、それでよろしいですか。

奥住委員

どういう形でルール化されたのですか。何か文書で。どういう文書で中に行き渡るようにしたのかとか、その辺りを説明してください。

事務局（齋藤）

ファクシミリで開示請求を受け付けていますのは、基本的には総合窓口でございますので、そちらで、私どもの方で保管しているということでございます。

菅野議長

そういう形でルール化したということですね。

事務局（齋藤）

はい。

菅野議長

それから、期間の 1 年というのは。通常の行政文書ですと、もう少し長い期間になってはいますが、1 年と考えられたのは何か理由がおありなのでしょうか。

事務局（齋藤）

これは、請求でございますので、届いているか、届いていないかということは、そのときに、すぐ確認できるものでありますので、1 年ということでございます。

菅野議長

1 年程度で一応目的を達するというので、1 年とされたということですね。奥住委員、よろしいですか。

奥住委員

はい。

菅野議長

ほかの方、苦情 10 について御質問等あれば、どうぞ。

萩原委員 ちよつと1点、質問させてください。

菅野議長 はい。萩原委員、どうぞ。

萩原委員 要は、このファクスが届いているか、届いていないかということだと思っておりますが、実施機関の方は着信履歴ということになると思うのですが、けれども、この苦情申出人の方から、送信記録というようなものは出なかったのですか。

事務局（齋藤） 出ておりません。

菅野議長 よろしいですか。ほかに苦情10について御質問、御意見があれば、どうぞ。中谷委員、どうぞ。

中谷委員 中谷です。前の方の質問で、ファクスの記録を1年にする根拠というのが説明されたのだけれども、情報公開関係、開示請求関係の書類は、1年保存ではなかったの。だから、それに従って、今度のファクスの受信記録も1年と、そういうことではないですかね。もっと具体的に言うと、開示請求書の保存は何年ですか。1年でしょう。違いますか。だから、それと整合を取って1年ということだと、僕は理解したのですけれども。

事務局（齋藤） 委員のおっしゃるとおりでございます。

菅野議長 中谷委員、よろしいですか。正確には、今、中谷委員が言われたとおりということで、1年は開示請求書の保存期間に合わせたと。

それでは、苦情10については、このような形で処理をしたということで御承認いただくということでしょうか。

続いて苦情11についてですが、苦情調査をしていただいたのは、伊藤委員と越智委員になりますけれども、伊藤委員、越智委員の方から補足説明があれば、まずお願いしたいと思います。

伊藤委員 特にございません。

菅野議長 越智委員の方は、どうですか。

越智委員 ありません。

菅野議長 それでは、そのほかの委員の方から苦情11について、御質問、御意見があれば、お願いしたいと思います。光延委員、どうぞ。

光延委員 光延と申します。ファクスのことで、こだわるようなのですけれども。

菅野議長 どちらの苦情の件ですか。

光延委員 7ページのファクスの件でちよつと。

菅野議長 苦情10については終わって、今は苦情11の話をしているのですが、もし意見等があれば、どうぞ。

光延委員 以前は、ファクスをいろいろな理由のために裁断処理していた。この件がありまして、12月3日以降は、ファクスの送受信の履歴を一定期間、

すなわち1年は保存することにした。そうすると、この事件を境に、前後、変化があったわけですが、このことについて、やはり、保存するということになりますと、それなりの人的、あるいは物的な財政的な措置が必要になってくると思いますが、それについてはどうされたのかということと、年度の途中でそういう仕事が発生する場合は、平気でそういうことが処理できるのかどうか、すなわち予算的な措置は、もっと大きく考えて、ある一定の予備的なものの中から、それを支出するのかしないのかということになるのかという質問ですね。これを伺ってみたいと思います。

事務局（齋藤） これは、総合窓口の通常の業務の中で、それを組み入れたということでございます。

菅野議長 実際は、ファイルか何かにとじているというだけですよね。予算がかかるとか、かからないということではなくてということのようです。

それから、年度の途中でということでしたか、もう一つは。

光延委員 はい。それは厳密に言えば、やはり利益が伴っているわけで、処分するという利益があるわけですよね。残しておいてはいけないという利益があるわけですね。今度はそれが、ある事を境に、反対に残すということをしたわけですね。そうしたら、それは利益があるわけですね。前の利益と後の利益を考慮した場合に、やはり変化があるわけですから、そこはきちんと説明ができないといけません。単にこういう要求があったから残しましたというだけでは、それは子どものやることと一緒にだというふうに考えられますから、質問したということですよ。

そこは、きちんと論理的に説明できないと、私は、いわゆる制度にならないのではないかなと思うのです。質問ですから、答えていただいた先ほどの件で不足があるわけではありません。以上です。

菅野議長 はい。分かりました。それでは、苦情10について、こういう苦情があったので、着信履歴をその後は一定期間保存して、苦情があったとしても適正に対応できる、つまり後から検証できるような形にしたということで、これはそういう形にされた方がいいのかなと思います。

確かに個人の情報が含まれていて、すぐ廃棄をするというのも一つの利益かもしれませんが、こういう問題が現実には起こったわけですので、一定期間保存されるという利益の方を優先して、その代わり、その保存については、個人の情報が漏えいされないような形でされていると理解をして、ルールをそういうような形に改められたということについては、取りあえず特に問題はないと思います。

では、苦情 11 についても、特に質問、御意見がないようですので、資料の 9 ページに出されているような形で処理をしたということで、御承認いただくということでもよろしいですか。では、終わりたいと思います。

それから、もう一つ、最後に事務局からその他ということで報告されましたけれども、このような意見が出されていると。それで、皆さんの中でも、あき子ホットラインというものにファクス等を出された経験がおりの方もいらっしゃるかもしれないので、こういうふうに改善すべきだという御意見等があれば、お伺いしておきます。私は、正直なところ、あき子ホットラインというものに出したことがないものですから、それが、どういうふうに処理されているかということについては、よく知らないのですが。はい、越智委員どうぞ。

越智委員

私は、たまたま数年前に、ある問題が生じたので、私の個人的ではなくて、県政に関する問題ということで、ホットラインで出しましたところ、それは、どういうルールできちんと返ってくるか、返ってこないのかは分からないのですけれども、少なくとも私が出した問題については、その後、文書で返事があり、それから、その問題については、そこに立入りという形での対応はあったと記憶しております。

ただ、明らかにされていないですね。これを受けたから、必ずしも反応するとか、お手紙がいただけるとか、処理するとかということ自体は分からない。だから、出さないより出した方がいいだろうと、大して期待もせずに出したら、結果としては処理されたというぐらいのもので、位置づけはちょっと分かりません。

菅野議長

はい。分かりました。事務局の方で、このあき子ホットラインというのは、具体的には、どういう形で処理をすることになっているのかというのとは分かりますか。分かれば、お話をいただければと思います。

事務局（浅岡）

はい。政策法務課長の浅岡でございます。それでは、私の承知している範囲で、お答えをさせていただきますと思います。

このあき子ホットラインの窓口になっているのは、報道広報課という所になります。そこで、一括して受けまして、その課の判断で、それぞれ関係する課に、その写しがまいります。それで、回答できるものにつきましては、それぞれその担当課で回答文の用意をして、広報の方にお返しをする。その先、広報の方で、しかるべき処理をして、発信者にお返しをするという形になっていると聞いております。

したがって、その回答できる、できないということにつきましては、それぞれ担当課の判断です。以上でございます。

菅野議長 特に要綱等があるわけではないのですよね、これは。

事務局（浅岡） 要綱は特にございません。広く県民の皆様からの御意見をいただくということで、一つは、あき子ホットラインという形でのファクスの受付、それから、そのほかに、各市町村、県の出先機関に投書箱が用意されておりまして、そこに入ってきた投書等につきましても、同じような形で整理をされるということになっております。

菅野議長 分かりました。これについては、ここでこれ以上取り上げても仕方がないかもしれませんので、よろしいですか。

それでは、議題、苦情処理については、2件承認をしたということで、次の報告に移らせていただきます。

事務局の方から報告が2件ありますけれども、まず1点目の「千葉県情報公開推進会議における最近の動向からの提言」について、報告をいただけますか。

事務局（齋藤） はい。それでは、説明をさせていただきます。資料の11ページになります。

前回の平成19年度第3回情報公開推進会議は、平成20年2月7日に行われたところでございますが、その場で、会長から、知事に何らかの意見を述べた方がいいと考えるとの発言がございました。これを受けまして、平成20年3月14日付けで、この「千葉県情報公開推進会議における最近の動向からの提言」が、千葉県情報公開推進会議会長と同苦情処理調査部会長の連名で、知事に提言されました。なお、この提言につきましては、知事の御決裁を受けております。

提言の内容でございますけれども、記載の1から3までになりますので、これを読み上げさせていただきます。

まず、1でございます。「苦情の申出、濫用的請求は限られた県民により、繰り返し行われている実態がある。これらの場合は、開示請求者、苦情申出人の考え・主張と千葉県の行政の遂行との違いについて不満があり、その不満を解消する場がないために、開示請求や苦情の申出をしているところが見受けられる。開示請求者、苦情申出人の考え・主張をきちんと聞くなどして、県民に対し、県の行政遂行に理解を求める方法について検討する必要があると考えられること。」

2としまして、「文書の特定が困難な形での請求（例「～に関する一切の請求」）への窓口での対応を巡って、窓口と県民との間でトラブルが発生しかねないので、特にかかる窓口での対応のマニュアルを再度見直し、トラブルを未然に防ぐこと。」

3 としまして、「千葉県は、平成 19 年 11 月 5 日、濫用的請求を理由として開示請求を却下したが、開示請求に対する濫用的請求を理由とする却下は、仮になされるとしても極めて例外的になされるものでなければならぬ。本件開示請求者の要求は、制度の運用に対する苦情として考えることもでき、そうだとすると、苦情処理調査部会への申出が可能であり、情報公開制度の運用について苦情の申出や、千葉県情報公開推進会議へ意見書を提出して改善を図ることができることを開示請求者を含む県民に十分に周知し、県民の情報公開制度に対する誤解や不満を事前に防止し、制度の趣旨・運用について理解を求めること。」というところでございます。

県では、この提言に対しまして、1 点目としましては、資料の 13 ページに写しを添付してございますが、苦情処理調査部会から苦情を繰り返す申出人に対して、県行政、特に情報公開制度に対する意見照会を行いましたところ、「情報公開とは不正の抑制のためのものと思っています。」等との回答がございました。これは、6 月 15 日に回答をいただいたものでございます。このため、苦情を繰り返す意図が確認できたことといたしまして、苦情処理調査部会におきまして、再度の照会を行わない旨、確認していただきました。

続きまして、2 点目でございます。提言の 2 の方の話になります。職員一人一人が制度をよく理解し、的確な運用を図れるよう「県職員のための情報公開事務マニュアル」を作成いたしまして、各実施機関に配付をしたところでございます。また、県民に対する苦情の申出等の周知を図り、不要なトラブルを未然に防止するため、職員に対しまして、このマニュアルを活用した説明会を、知事部局におきましては 4 月下旬に実施しました。また、教育委員会におきましても、6 月上旬に県立学校を含むすべての機関を対象として、情報公開に関する説明会を開催したところでございます。さらに、その他の研修といたしまして、各所属を対象とした出前講座というものを実施しております。これは、各所属からの要望に対しまして、センターの職員が直接伺って制度の研修を行うものでございます。本年度は、すでに 10 か所から申出を受けまして、6 か所で説明済みでございます。以上です。

菅野議長

それでは、今、説明をされました「千葉県情報公開推進会議における最近の動向からの提言」及び資料の 13 ページにある照会、これは、直接的には B さんが苦情を同じような形で申し出られているということで、また、ほかに苦情申出をされた方から、処理に当たって意見を聴かれな

かったという、そのようなコメントをいただいたこともありましたので、Bさんから直接、どうしてこういう同じような形で苦情の申出をされているのかということ伺って、意見交換したいと苦情処理調査部会では考えて、Bさんあてにお出しした文書です。

それに対してBさんからは、直接委員と会って話をすることを望んでいないという回答をいただきました。それから、苦情申出をしている目的というのは明らかにされましたので、これ以上、お会いして意見の交換をするメリットはないと考え、一応Bさんへの対応は、これで終わったというのが、資料の13、14ページといったところでございます。

そこで、その前の「提言」も含めて、皆さんから御意見、御質問をいただき、この情報公開推進会議で少し議論をしてもらえればありがたいと思いますが、どうでしょうか。はい、越智委員。

越智委員

越智です。これは、前にも伺ったと思うのですが、前にも、「提言」の1について。今回、たまたまBさんという特定のお一人だということですが、それと、情報公開推進会議での解決法というのは違うということも承知しているのですが、こういう県民の苦情に対して、きちんとその対応ができない問題、それから、ここにも書かれているように「行政の遂行との違いについて不満がある」というようなところでは、情報公開だけでは受けられないという、つまりオンブズ的な機能とか、苦情相談窓口みたいな全体の行政として、全体の一括した窓口みたいなものが必要というようなことは、前にも私は申し上げたことがあると思うのです。

これを情報公開推進会議がどうこうできないということも承知しておりますけれども、ただ、横の連携を取りながら、こういう提言を、ほかの部とか課に渡して、ほかの部とか課にしても、こういう提言を受けて横断的な努力をしていくということはないのでしょうか。事務局の方にお伺いしたいと思うのですが。

事務局（齋藤）

情報公開推進会議で議論されました内容につきましては、議事録という形で公表もしており、県民の皆さまの目にも触れるような形になっております。そういう中から、意見をくめるものはくんでいくということになろうかと思えます。

越智委員

県民に公表するというのももちろんだと思うのですが、私が申し上げたかったのは、行政全体としてこういう問題についてどう取り組むかということ。情報公開、例えば推進会議から見えた問題に対して、情報公開推進会議としては、一定の努力をしていこうという対応はしたけれど

も、全体の行政としての対応としては、県民からの苦情とか、第三者機関の必要性というものが、ここですごく浮かび上がったような気がするのです。そういうものに対してのここからの働きかけ。情報公開というのは、総務部が担当しているのでしょうか。そういう形の、部からの働きかけというようなものは、今後もお考えにならないのでしょうか。検討されないのでしょうか。ということ伺いたいのですが。

事務局（浅岡）

それでは、私からお答えをさせていただきます。

この「提言」につきましては、総務部長にも報告をしておりますし、また、知事にも御覧いただいております。

それから、この苦情を申し出ている方から、不正の抑制のために行っているのだというようなお話がありましたけれども、個々の苦情の申出につきましては、それぞれ担当課に、こういった内容の苦情が出ているということについては、個別に連絡をしております、それぞれの課におきまして、苦情の内容について精査した上で、苦情を申し出ている方に必要があればお返事するというような形で対応させていただいているのが現状でございます。

更にそれを越えた形での総合的な窓口が必要かどうかということにつきましては、私どもの立場としては判断できない事項でございますので、今回、こういった御意見があったということについては、また改めて総務部長に報告をしたいと思います。以上です。

越智委員

「提言」の2についての質問です。「窓口での対応のマニュアルを再度見直し」ということで、先ほど、マニュアルを各実施機関に配付したということを説明いただいたのですが、これは具体的にどういうことでしょうか。そのマニュアルというのが、かなり見直されて、どのような内容になっているのか。もし、差し支えなければ、そういうのはいただけないのですか。

事務局（齋藤）

「情報公開事務の手引」というのがあるのですけれども、その中から特に使用頻度が多いとか、対応上すぐ判断に役立つとか、そういったものを抽出しまして、見やすいような形で集めまして、マニュアルとして作成して配付したということでございます。マニュアルにつきましては、御希望があれば配付することはできます。以上です。

越智委員

すみません。希望したいのですが。

菅野議長

そうですか。では、特に秘密の書類でなければ、情報公開推進会議の委員に配付してください。

<「県職員のための情報公開事務マニュアル」を各委員に配付>

中谷委員 1点いいですか。

菅野議長 はい。中谷委員、どうぞ。

中谷委員 中谷です。今、配付していただき、ありがとうございます。

それで、机の上に紫色の「情報公開事務の手引」というのがあって、僕らはこれをバイブルにしているのですが、この中に含まれているのではないのですね。新たに作って、より詳しいということですか。そういう理解でよろしいのですか。僕は、これがバイブルだと思っているのですけれど。

事務局（齋藤） 手引がベースでございますので、あと、取扱上の例とか、そういうものが若干入っております。

中谷委員 更に細かくなったと。

事務局（齋藤） 若干ですね。

中谷委員 はい、分かりました。それで、少し今度は進んでいくのだけでも、このマニュアル、あるいは手引を基にしたの県職員の研修というのは、この1年間に何人ぐらいおやりになったのですか。

というのは、透明性の確保のために、この情報公開制度というのは、県政の基本ですよね。それで、新人、あるいはそれぞれの年齢の方が職務として研修されているのだけでも、その研修時間の総時間に対する情報公開に対する時間の割合が少ないのではないかという気がするのです。より一層の努力をしていただきたい。そういうことを、僕は10年間の情報公開活動をやって感ずるわけです。以上、要望しておきます。

菅野議長 では、事務局から、最初の質問部分については答えられますか。何回ぐらいやったのかということは。

事務局（齋藤） 知事部局では4月下旬に、全所属の担当者を対象に2日に分けてやっております。それから、教育委員会でも6月上旬に県立学校を含むすべての機関を対象にさせていただいております。

それから、各所属において、要望していただいた所には、私どもから出かけて行ってやっております。これをまた更に進めたいと、そういう考えでおります。以上です。

菅野議長 はい。中谷委員、よろしいですか。

中谷委員 その際、職員だけでなく、僕を除いて、僕が行くとあれだから、例えばここにいるメンバーが行って、県民の立場から職員に直接訴えるというのも、僕は一つのテクニックだと思うのですよ。そういうことを、新しい取組として。おそらく、これは全国でどこもやっていないと思うのですね。そんなこともおやりになるのはどうなのかなということ、

一つ提言しておきます。以上です。

菅野議長

では、今後の研修のあり方として、御検討いただければと思います。そういうことが実現できるかどうかは別にして、そういうのも一つの研修のあり方として有益ではないかという意見がありましたので、県の職員の方だけが説明するのではなくて、推進会議の委員と一緒に説明に当たるといようなことも、情報公開条例の理解のために必要なのかなという意見が委員からあったということ、御検討いただきたいと思えます。

それでは、報告の 1 に対する御意見は、以上でよろしいですか。

事務局（浅岡）

すみません。

菅野議長

はい。どうぞ。

事務局（浅岡）

訂正をさせていただきます。先ほど、あき子ホットラインについて回答いたしました、私の認識に誤りがありましたので訂正させていただきます。

あき子ホットラインにつきましては、これは知事室が直接窓口になっているということです。それから、もう一つ申し上げました「知事への手紙」というものにつきましては、報道広報課が窓口です。これにつきましては、「千葉県広聴事務取扱要綱」というものが定められておりまして、それに基づいて「知事への手紙」がルール化されていると。あき子ホットラインにつきましては、そういったルールは特にありません。以上でございます。

菅野議長

分かりました。

光延委員

すみません。

菅野議長

はい。どうぞ。

光延委員

資料の 11 ページですが、会長と部会長の連署による知事への提言があったと。ここで内容は、1、2、3 について何か良い方法はないでしょうかということだと思っております。それで、実際、特に 1 の所です。例えば土地収用なんかでも、うまく事前に説明しておかないと、なかなかこじれて、特に迷惑施設なんかがある場合は難しいというのが世間一般に言われているわけです。そのこととこれが一緒ではないですけれども、類推できるような話だろうと思っております。多く主張される方が、かなり特定できているというお話だろうと思っておりますので。

この機関の長の二人が知事に提言して、これはいわば公の話になっているわけです。そして、その方に御意見を求めたところ、14 ページのような回答が文書であった。この後、すでに公の話になっているわけですから、これをどうされるのか。これだと、結局、会長と部会長が知事に

提言されたことが宙に浮いたままで解決されていないわけですね。平行線のままで終わっているという印象を否認しないわけですが、この点については、今後どのようにされるのか、方針がございましたら、お聞かせいただきたい。

菅野議長

事務局の方で、よろしいですか。

事務局（浅岡）

今回、この特定のBさんに対しまして、この「提言」に基づいて、なぜ、同じような苦情申出を繰り返しているのかということにつきまして、13ページにあるような形で、部会長のお名前で文書を発送して、具体的な解決を図ろうとしたわけですけれども、それに対して、14ページにありますように、「情報公開とは不正の抑制のため」に行っているのだというような回答が文書で返ってきております。

そうしますと、要は、「提言」で考えていたものと、実際に苦情を申し出ておられる方の意識というものに、かなりギャップがあったということが明らかになったのかなというふうに事務局としても考えております。したがって、この方につきましては、仮に何らかの窓口なりを用意したとしても、同じようなことが繰り返されるのかなというふうに思っております。

我々といましては、せっかく御提言をいただいたところではございますけれども、従来と同じような形で、出てきたものに対して、それぞれ担当課が誠意をもってお答えをするという対応しか取りようがないのかなと考えているところでございます。そして、苦情として出てきた場合につきましては、苦情処理調査部会の委員の皆さま方に、御足労ではございますが、個別に御検討いただき、その結果につきましては、情報公開推進会議の場で、今回と同じような形で御報告するという事しか、今のところ具体的な対応策はないと考えているところでございます。

光延委員

どうもありがとうございました。

佐藤委員

1点だけ、よろしいですか。

菅野議長

はい。どうぞ。

佐藤委員

この「提言」に絡みまして、少しお話をさせていただきたいと思えます。情報公開の制度に基づいて、厳格にそれぞれやっていただくということは大前提なのですけれども、そうは言いましても、一般論で申し上げさせていただきますが、いろいろなトラブルというのは、いろいろな所で起きるわけです。行政の中身の問題は、当然、その各担当の方でそれぞれ対応していただくということになろうかと思えますけれども、トラブルが起きるときというのは、こういう殺伐とした社会というのもあ

るかと思しますので、ちょっとしたことでいろいろな問題が発生する。このようなことも考えられるかと思います。

私ども連合という労働組合の立場で参画をさせていただいておりますので、これは県の職員の皆さん方だけではないのですが、メンタルヘルスの問題ですとか、今、増えておりますので、大変な状況かと思います。そして、窓口での対応が何回も何回もあると、ややもすると「またか」とか、そんな感じになろうかとも思いますが、そこは是非丁寧に、そして、できれば温かさといいますか、そんなことを持って対応をしていただければと思います。これは、要望として申し上げさせていただきます。

菅野議長

ありがとうございました。苦情の問題については、今後も推進会議で検討していかなければならないことだと思います。従前も議論になったことなのですが、情報公開推進会議の中に苦情処理調査部会というのが置かれて、それは一つの大きな前進だったと思います。しかし、越智委員からも意見がありましたけれども、調査部会というのは、あくまでも苦情が出てきて、かなり静的に調査をするというようになっておりますが、もう少し動的な調査というふうに考えますと、オンブズマン的な形での調査というのも一つのやり方なのだろうと。

つまり、直接に申出人とお会いして、苦情を伺った上で、その苦情の内容をある程度整理をして、特定の行政機関との間で対応させるとか、オンブズマン的なものが、もし、苦情処理の中に設置されていれば、そういうことも可能なのかなと。

ただ、そこまでやるというのは、なかなか大変なことですし、また、そういうことをやったとしても、例えばBさんの苦情などについて解決ができるかということは分かりませんが、制度としては、将来的にはそういうところまで進めて、なるべく苦情に対しては、県の方でもきちんと対応できるという形にされていった方が、県政にとっても有益なのではないかと思っています。

この辺は今後の課題として、将来、情報公開推進会議を更にグレードアップするための課題として、皆さんで御検討いただければと思います。是非、その辺についても、少しお考えいただいて、次の会議のときなどに議論をさせていただければありがたいと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、最後の報告になりますけれども、情報公開制度の運用状況について、御報告いただけますか。

事務局（齋藤）

はい。それでは、お手元の資料の 15 ページを御覧いただきたいと思

います。平成 19 年度の行政文書の開示等の実施状況でございます。

まず、上から説明させていただきますが、開示請求、条例第 5 条関係が 16,756 件です。このうち 7,903 件が開示、部分開示が 7,391 件、それから不開示が 1,333 件、却下が 66 件、取下げ 63 件、それから申出、条例第 25 条関係ですが、6 件でございます。内訳と処理状況としましては、開示が 2 件、部分開示 4 件でございます。トータルにつきましては、そこにお示ししたとおりでございます。ちなみに、トータル数で言いますと、平成 18 年度は 22,434 件ございました。

続きまして、「2 請求及び申出の実施機関別内訳」です。知事部局ですが、総合企画部で 105 件、総務部で 2,616 件、健康福祉部で 2,959 件、環境生活部が 686 件、商工労働部が 168 件、農林水産部が 1,060 件、県土整備部が 1,904 件、国体・全国障害者スポーツ大会局が 2 件、出納局が 4 件ということで、計 9,504 件になっております。ちなみに平成 18 年度は 6,564 件でございます、2,940 件増えています。

続きまして、16 ページでございますが、教育委員会が 4,290 件でございます。ちなみに平成 18 年度は 13,720 件でございます、9,430 件減少しております。公安委員会が 3 件、選挙管理委員会が 2,374 件、監査委員が 134 件、人事委員会 2 件、労働委員会 0 件、収用委員会 1 件、海区漁業調整委員会 0 件、内水面漁場管理委員会 0 件、水道局長が 20 件、企業庁長が 180 件、病院局長が 51 件、警察本部長が 197 件で、申出を含めまして 203 件、トータルで 16,762 件という状況でございました。

それから、請求者及び申出人の実人数でございますが、開示請求は 305 人、申出が 1 人、合計 306 人でございます。

次に、行政不服審査法に基づく不服申立てに係る件数及び処理状況でございますが、件数としては 218 件で、処理内容につきましては、お示しのとおりでございます。以上でございます。

今の報告について、御質問があればどうぞ。越智委員、どうぞ。

件数的には減っているということは、その分、透明度が県政で増したのかなとは思いますが、その中で不開示が 10 パーセント近くありますよね。それが、本当に不開示で、開示できないものに当たるかどうかというのは、とにかく私も分からないのですが、それで 10 パーセント近くというのが多いのかどうかというの、ちょっと疑問なのですが。不開示のパーセンテージについて、その辺りは、どのようにお考えになっているのかということ、まず一つ伺いたい。

それと、16 ページを見ますと、その割には、不服申立て件数が、私か

菅野議長
越智委員

ら見れば、すごく少ないかなと思うのです。たった 218 件で、県民の開示請求した人たちは、これでいいのかなという気もするのですが。この不服申立てについては、だいたいどのくらいの時間で、その結果というものが申立人に対してされるのかという期間と、それから、ほとんどまだ処理状況というのが、「審議中」しかないのが、昨年度だと、その不服申立てについて、逆転現象ですか、開示決定になったものというのが、どのくらいのパーセンテージがあるのか。また、今年度、なぜまだ、こういう形でしか出ていないのかということ伺いたと思います。

菅野議長

何点かにわたっていますが、よろしいですか。

事務局（齋藤）

それでは、お手元の資料で分かる範囲でお答えします。不開示の 1,333 件なのですけれども、このうち、請求された文書が存在しないというものが 1,245 件ございまして、いわゆる文書があって不開示にしているというものは、100 件まではないという状況でございます。

それから、不服申立ての処理の期間ですけれども、実は、最近、不服申立ての件数が増加しておりまして、情報公開審査会で処理できる件数とのギャップがありますので、ちょっと時間がかかるようになっているということです。審査会に諮問されて答申されるまでの期間は、1 件当たり 9.4 か月ぐらいかかっているということです。

という状況なのですけれども、審査会につきましては、二部会制を採って月 2 回開催しているのですが、やはり慎重な審査と、それから件数が多いということで、こういう状況になっているということでございます。以上です。

越智委員

まだ、すみません。

菅野議長

はい。どうぞ。

越智委員

先ほど言われた、つまり、不開示のものが審査会で開示になったというような、そういう逆転のパーセンテージというのは、これまでで取られているのか、昨年度の数字とかお分かりになるのでしょうか。

事務局（齋藤）

それにつきましては、ちょっと資料がございませんので。

越智委員

はい。では、そういうものをきちんと統計的に出させていただくことが必要ではないかと思えます。それで、これは全国的に統計が出ているのです。県はあったかどうか忘れてしまったのですが、市町村なんかで、全部そういうのが出て、情報公開制度のランキングみたいなものも、ある専門機関が出したりしています。そこで、情報公開の運用の問題とか、透明性の問題というのも一定程度分かりますので、今後については、そういうことも統計として出させていただきたいということを要望

しておきます。

それから、不服申立てについて、9.4 か月というのは、私は、もうずいぶん昔に不服申立てを県でしたことがあるのですが、そのときは、2年か3年ぐらいたってから決定がありました。それから少し改善されているのかなと思いますが、ただ、情報公開、開示請求する人というのは、非常に迅速に、その情報を必要としており、その情報を持って何らかの行動をするわけですから、やはり、もっと迅速性を改善できないかということについては、何かお考えになっているのでしょうか。伺いたいと思います。

事務局（齋藤） 類似案件をまとめて処理するとか、そういったことぐらいでございます。それほど決め手になるようなものはないというのが現状です。事務局としても、案件の整理とかはやっております。以上です。

越智委員 すみません。

菅野議長 はい。どうぞ。

越智委員 要望ですから、お答えいただけないのかもしれませんが、不服申立てに対して、開示決定になったものとか、そういう統計については、今後出してほしいということを要望したのですけれども、それについてお答えはいただけないでしょうか。

事務局（齋藤） ここで、すぐ、できるかどうかちょっと分かりません。検討させていただきたいと思います。運用状況の詳細につきましては、年報というような形で毎年出しておりますので、それは公表しているということです。

越智委員 それには出ているのですか。

事務局（齋藤） 年報にも、そのデータは載っていないと思います。

菅野議長 はい。奥住委員、どうぞ。

奥住委員 不開示なのですけれども、不存在がほとんどだということなのですが、不存在になった理由を幾つか挙げていただけますか。

事務局（齋藤） 請求者の請求している内容に合致する文書がなければ、文書が存在しないということで、不存在になるということでございます。

奥住委員 保存期間が満了してしまって不存在になるとか、そういった件というのは、あまり多くないのですか。

事務局（齋藤） ほとんどないと思います。

奥住委員 ほとんどないということは、あるわけですね。例えば、どういうことであるのですか。

事務局（齋藤） ないということで、御了解願います。

奥住委員 この件は、ないでよろしいのですね。

事務局（齋藤）

はい。

奥住委員

分かりました。

菅野議長

はい。光延委員、どうぞ。

光延委員

ちょっと観点が変わりますけれども、県の行政とかが、どの程度開かれているのかというのを見るのは、いろいろな手法があると思いますから、なかなか難しいと思うのです。だから、それは、先ほど部会長がおっしゃるように、オンブズマン的な存在を作って監視していくというのも一つの方法であろうと思うのです。

私が、去年、委員を引き受けさせていただいて、今年の6月から今年の5月まで1年間、東京都、神奈川県、千葉県、大阪府、兵庫県、それから埼玉県の6都府県、ここのホームページをずっと定期的に見まして、いわゆる公募の委員、充て職の委員ではなくて公募の委員にどのくらい開放されているか、すなわち、今、非常に問題になっている協働の一端だろうと思うのですけれども、やはり、千葉県が一番多いのです。千葉県の特徴は、詳しく数字を挙げればいいのですが、そういう場でもないと思いますからあえて言いませんけれども、作業部会の委員まで募集されておられる。これは一つの姿勢だと思います。これは知事の姿勢なのか、県の行政全体の姿勢なのか分かりませんが、そういう事実があったということだけは、一言お話しておきたいと思います。たまたま、私が調べた結果、そういうものであったということです。以上です。

菅野議長

中谷委員、どうぞ。

中谷委員

また、元へ戻りまして、16ページの4の所、これは5月30日付けの県報に載ったデータですよね。結論から言うと、去年1年間、行政不服審査法に基づく異議申立てで処理したのが、去年は2件ということではないのですか。棄却が2件ですね。それと1件は取下げだから、審査会は無関係ないということで、そのように理解していいですか。これが一つ。

それから、「審議中」というのは、これはおそらく審査会にかかって、審査会の先生方がディスカッションされていることだろうと。

それから、次にある「検討中」というのは何ですかね。これは、僕の想像だと、事務局の方で、これを乗せるか乗せないかということをやっているのかどうか、そういったことなのかなと考えるのですが。以上3点をお願いします。

事務局（齋藤）

平成19年度に申し立てられた分については、この棄却と取下げの3件ということで、よろしいかと思います。それから、「検討中」ですけれども、これは実施機関の方で取扱いについて検討しているということで

ございます。

中谷委員 「検討中」というのは、実施機関で討議していると。異議申立てがあったからどうするかと。

事務局（齋藤） そういうことです。

中谷委員 このデータは、あくまでも平成 19 年度のデータということ。

事務局（齋藤） そうです。

中谷委員 分かりました。だから、平成 19 年度のデータとして、そのときに審査会が 2 件棄却したということなの。平成 19 年度の異議申立てを 2 件棄却したということなのですか。

事務局（齋藤） 平成 19 年度に申立てがあったものだけです。その中でということ。平成 19 年度に不服申立てがあった件数の中で 2 件ということ。

中谷委員 そうですか。そうすると、今まで異議申立てのたまった分というのは、どのぐらいあるの。

事務局（齋藤） 年度末で 685 件になろうかと思います。これは累計です。

中谷委員 そうすると、685 件の中には、昨年度新たに出てきた 218 件が含まれていると、そういう理解でいいですね。この昨年度の 218 件のうち 2 件が棄却され処理されたと。

事務局（齋藤） そういうことです。

中谷委員 そういうことですね。そうすると、昨年度処理されたトータルというのは幾つですか。

事務局（齋藤） 処理されたのは 103 件です。

中谷委員 103 件。では、認容は幾つですか。ずっと、これを言っていただけですか。

事務局（齋藤） 認容。

中谷委員 だから、その 103 件のうち認容が幾つかということ。それから、一部認容が幾つかと、そういったことです。個々のデータ。

事務局（齋藤） 個々のデータは、資料がありませんので、ちょっと出ません。申し訳ございません。

中谷委員 分かりました。

菅野議長 よろしいですか。それでは、一応本日の審議はこの程度にしたいと思います。

行政文書の開示等の実施状況について、今後も定期的に御報告いただけたと思いますが、今日、委員から出たことで、こういう請求が何件あったとかいうものは、もうこれは動かない事実ですけれども、特に問題となる不開示等についての質問等があったら、答えられるような形でお願

いしたい。

それから、特に問題なのは、16 ページの 4 番目、行政不服審査法に基づく不服申立ての実態について、もう少し詳しい報告をできるようにお願いをしたいと思います。特に処理について、具体的にどういう処理がなされたか。認容件数が何件、一部認容が何件、棄却が何件、こういうことについて質問があったときに、少なくとも答えられるか、すでに報告の中にそういうものを記載していただいてもいいのではないかと思います。今後、この実施状況の報告書については、もう少し、委員に分かるような形で作成をお願いしたいと思います。今後、1 年に 1 回しか報告は出ないのだと思いますが、それについて、もう少し、皆さんの知りたい所を詳しく報告できるような形にしておいてください。

本日の予定された議題及び報告は、これで終わります。

それでは、最後ですが、その他ということで、委員ないし事務局から、何か報告ないし協議事項があれば提出をしていただきたいと思います。まず、委員の方からどうぞ。

中谷委員

度々すみません。実は、もう 10 日ぐらい前にこの資料をいただきました。そのときに、ああ、やってくれるなと思ったのです。それは何かと言うと、3 番目の報告です。報告の「千葉県情報公開推進会議における最近の動向からの提言について」ということです。

これは、どういうことを僕は、最初思ったかということ、僕は、この場でも幾つかいろいろなことを言っているし、それから傍聴者としても言っていたわけです。考えてみると、この委員会ができてから 3 年目になるのかな。そこで、県民からの要望で、それをまな板に上げてディスカッションしたのは、第 1 回目の会議の千葉県市民オンブズマン連絡会議が提言したもの、これが第 1 回です。それで最後だと思っているのです。それから、傍聴者から発言があったのが、取り上げられているかということ、取り上げられたことがない。そこで、これは、今度は事務局が気を利かせてくれて、今度まとめてくれたのかなと思ったのです。ところが、それがなされてなかったというのは、ちょっと残念だったという気がします。

例えば、僕が去年の最後のときかな、一昨年かな、傍聴席から言ったと思うのだけれども、例えば、この会議が公開になっていますね。これは、「審議会等の設置及び運営に関する指針」とか、それから情報公開条例の審議会等の公開の規定、こういったものに基づいているわけです。この指針を所管しているのは総務課ですよ。これがベースになってい

る。それで、第1回のでき始めのときの我々の提言に基づいて、委員の方がディスカッションしてくれたのは何かというと、この指針の中の傍聴の規定なのです。それで、傍聴の規定をいじってくれて、原則今のようにならざるを得ないようになった。ところが、その基になっているのは、こういうことになっています。「1 傍聴手続(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。」と。私たちは、これは裁判所と同じように、フリーにしてくださいということをやったのです。途中でもいいようにと。

そして、この推進会議の規定は、原則という言葉を入れたりしているけれども、氏名は取らなくなっているのです。それと同じように、例えば、今と同じ指針の中で、会議開催の周知という所があります。「審議会等は、公開で行う会議を開催するに当たっては、当該会議が開催される日の1週間前までに」と、緊急を要する場合にあっては、当該会議の開催が明日と決定されたということもあるのだけれども、少なくとも1週間前には知らせろということを書いているのです。例えば千葉県教育委員会会議、これは、ここにある「審議会等」と規定してあるものと同じ、あるいはそれ以上だと思います。国法に基づいて設置されている委員会なのですが、これは、金曜日に周知があつて、土日月火水と開催までに5日間しかないのです。下手をすると月曜日にあるから、火水で2日間しかない。これは、やはり何とかしてくださいということを、ほかの機会でも僕は要望したような気がするのです。

確かに、所管が違うからということで難しいと思うのだけれども、やはり、県民が言っているのだから、何らかの形でやっていただきたいということを要望しておきます。長くなるので今日はこれだけにしておきます。以上です。

菅野議長 そのほか、事務局の方から特にありませんか。

事務局(関) ちょっと補足させていただきます。

菅野議長 何についての補足でしょうか。

事務局(関) 先ほど、不服申立ての件数について、越智委員から御質問がございまして、ちょっと手元の資料が古くて恐縮なのですが、平成18年度の処理状況といたしまして、認容が2件、一部認容が0件、棄却が1件、取下げが7件、審議中が18件、検討中が258件、合計286件となっております。この数字につきましては、情報公開の年次報告書ということで、ホームページに載っております。平成19年度の数字につきまし

ては、この後、たぶん 11 月末ぐらいには発表できるかと思います。平成 19 年度の手持資料がなくて恐縮なのですが、そういう状況でございます。以上でございます。

菅野議長

はい。それでは、本日の会議を終わることになりますが、恒例ですと、ここで傍聴者の方から御意見があればということで発言をいただくのですが、今日はどういうわけだか、周知が悪かったのかどうか分かりませんが、全く初めてのケースになりますが、傍聴者がいらっしゃらないので、傍聴者の意見はなしという形で扱わせていただきます。

それでは、平成 20 年度の第 1 回千葉県情報公開推進会議、本日の会議はこれで終了させていただきます。御苦労さまでした。

会議録署名人

会議録署名人